

答 申

第1 審議会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）が行った保有個人情報の部分開示決定（令和2年10月27日付け子第665号。以下「本件処分」という。）において非開示とした部分のうち、別記1及び別記2の「開示すべき部分」欄に掲げる部分については、開示すべきである。

第2 事案の概要

1 開示請求

審査請求人は、令和2年10月13日付けで、富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、次に記載のとおり保有個人情報について開示請求を行った。

（ 今年の私が児童相談所へ電話にて相談（子育てについて、夫父からの暴力、暴言について）した内容の全て ）

2 本件処分及び審査請求

(1) 本件処分

実施機関は、開示請求の対象となる公文書を「経過記録表」及び「電話相談記録票」と特定し、令和2年10月27日付け子第665号にて本件処分を行い、審査請求人に通知した。

(2) 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和2年10月30日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 本件審査請求の内容

審査請求人が審査請求書及び審議会における意見陳述において主張する本件審査請求の趣旨及び理由は、概ね次のとおりである。

1 趣旨

本件処分において非開示とした情報の開示を求める。

2 理由

開示請求に係る保有個人情報が条例第15条各号において定められた非開示情報に該当しない場合には、実施機関は保有個人情報を開示する義務があるが、非開示とされた情報は、「法令等の規定により開示することができないと認められる情報」（同条第1号）、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」（同

条第3号)、「県の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるもの」(同条第6号)及び「県が行う事業に関する情報であって、開示することにより、当該事業の性質上、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」(同条第7号)のいずれにも該当しない。

なお、本件情報は審査請求人が既に知り得ている情報(いわゆる既知情報)である。その既知情報については、条例第15条各号のいずれにも該当しないことから、開示することが妥当であり、本件処分の取消しを求める。

第4 実施機関の説明

1 実施機関が弁明書及び審議会における意見聴取において説明した本件処分に係る理由の要旨は、次のとおりである。

(1) 経過記録表について

ア 当該文書に記載の情報のうち、児童虐待の通告元を特定できる情報については、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)第7条の規定により開示できないとされていることから、条例第15条第1号の規定により、開示することができないと認められる情報(以下「法令秘情報」という。)であるため、非開示とした。

イ 当該文書に記載の情報のうち、開示請求者以外の個人に関する情報については、条例第15条第3号に規定する開示請求者以外の個人情報であるため、非開示とした。

当該情報は特定の個人を識別することが可能であり、当該情報を審査請求人に開示すれば、特定の個人の心情的内面に関わる問題に触れることになり、結果として特定の個人の権利利益を害するおそれがある。

ウ 当該文書に記載の情報のうち、富山児童相談所の内部協議に関する情報については、条例第15条第6号に規定する審議検討等情報であるため、非開示とした。

富山児童相談所の内部協議に関する情報については、開示請求のあった内容の対象外の文書であること、また、これを開示することとすれば、職員や関係機関との率直な意見交換が妨げられるおそれがあることや、部外者等の介入を許し、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある。

エ 当該文書に記載の情報のうち、関係機関との連絡・連携に関する情報については、条例第15条第7号に規定する行政運営情報であるため、非開示とした。

関係機関との連絡・連携に関する情報については、開示請求のあった内容の対象外の文書であること、また、これを開示することとすれば、関係機関との連絡・連携に関するやり取りが開示されることで、富山児童相談所との信頼関係が損なわれるおそれがあること、関係機関が今後の情報提供をためらうことなどにより、富山児童相談所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

オ 当該文書に記載の情報のうち、富山児童相談所内部の評価や方針に関する情報については、条例第15条第7号に規定する行政運営情報であるため、非開示とした。

富山児童相談所の児童や保護者への評価や援助方針について、これを開示することとすれば、相談・援助内容の決定に利害関係者等の介入を招くこと、相談者が閲覧することを意識し、職員が率直な記録を躊躇すること、また、相談者に対して不要な情報が提供されるときともに相談者本人の評価や方針が開示されることで職員との信頼関係が損なわれるおそれがあること、相談・援助業務に実質的な支障を及ぼし、ひいては児童や保護者等に不利益を生じさせるおそれがある。

(2) 電話相談記録票について

ア 当該文書に記載の情報のうち、開示請求者以外の個人に関する情報については、条例第15条第3号に規定する開示請求者以外の個人情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)のイに記載したとおりである。

イ 当該文書に記載の情報のうち、関係機関との連絡・連携に関する情報及び富山児童相談所内部の評価や方針に関する情報については、条例第15条第7号に規定する行政運営情報であるため、非開示とした。

理由は、(1)のエ及びオに記載したとおりである。

2 なお、実施機関は、令和3年2月18日付け子第974号-2で提出した弁明書において、本件処分において非開示とした次に記載する部分については、開示する意思を表示した。

(1) 経過記録表

1頁の表の年月日/時間対応者のうち、7行目、11行目

(2) 電話相談記録票

ア 1頁～3頁の表のうち、保護課長欄、相判課長欄、支援班長欄、合議欄、担当欄中、非開示とした場所

イ 4頁の表のうち、保護課長欄、相判課長欄、合議欄、担当欄中、非開示とした場所

第5 本件処分に対する審議会の判断

1 基本的な考え方

本件審査請求の対象とされている保有個人情報は、富山児童相談所に対して審査請求人本人が行った相談内容に関する情報であり、その審査請求人本人が本件審査請求を行ったものである。

本件処分の対象となった公文書（以下「対象公文書」という。）を見分すると、審査請求人本人の発言内容など、当然に審査請求人本人が既に知り得ている情報（以下「既知情報」という。）が記載されている。非開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができる既知情報については、開示することが妥当である。しかしながら、既知情報であっても、開示することにより、夫婦関係や親子関係に悪影響を及ぼす可能性がある場合には、開示の可否については慎重に判断する必要があるところ、審議会の場での審査請求人本人の意見陳述によれば、

養父とは既に離婚し、子の親権者も確定しており、現在、審査請求人本人は2人の子と平穩に暮らしているとのことであり、既知情報を開示することに支障はないと判断する。

なお、対象公文書の中には、審査請求人本人以外の第三者に関して記載された部分があるが、これらは審査請求人本人の発言に基づくものであって、富山児童相談所の職員は単にその発言内容を記録したにすぎず、当該発言の内容が事実であることを証明するものではない。

本件審査請求に係る諸般の事情を考慮すれば、条例第15条第3号、第6号及び第7号に規定する非開示事由の該当性を判断する指標となる「おそれ」については、当該「おそれ」が生じる抽象的な可能性では足りず、高度な蓋然性が認められる必要があると考える。

以上のことを踏まえた上で、次のとおり判断する。

2 本件処分における条例第15条各号の該当性について

(1) 条例第15条第1号該当性について

対象公文書を見分すると、児童虐待の通告元を特定できる情報が記載されており、児童虐待防止法第7条では児童虐待の通告元を特定できる情報を漏らしてはならない旨を規定している。当該規定の趣旨は、通告者の保護にあるが、今回、通告者は審査請求人本人であり、明らかな既知情報であることから、通告者の保護について配慮する必要性はない。よって、条例第15条第1号の法令秘情報に該当すると認められず、開示することが妥当である。

(2) 条例第15条第3号該当性について

対象公文書を見分すると、開示請求者以外の個人に関する情報が記載されているが、審査請求人本人の発言に基づく既知情報であり、条例第15条第3号の開示請求者以外の個人情報に該当すると認められず、開示することが妥当である。

(3) 条例第15条第6号該当性について

ア 対象公文書を見分すると、富山児童相談所での審査請求人からの相談に係る内部協議に関する情報が記載されている。記載されている情報のうち、経過記録表の1頁3段目の46行目及び47行目については、課内協議の内容であり、条例第15条第6号の審議、検討等情報に該当すると認められ、非開示が妥当である。

イ 当該部分が開示されることとなれば、富山児童相談所内部の職員間及び富山児童相談所と関係機関との間の率直な意見交換などが妨げられるおそれがあること並びに意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるとの実施機関の主張は是認できる。

(4) 条例第15条第7号の該当性について

ア 対象公文書を見分すると、関係機関との連絡・連携・協議の内容、富山児童相談所内部での評価・援助方針に関する情報が記載されている。記載されている情報のうち、経過記録表の1頁3段目の40行目から44行目までについては、富山児童相談所内部の職員間での評価、今後の援助方針に関する内容であり、条例第15条第7号の行政運営情報に該当すると認められ、非開示が妥当である。

イ 当該部分が開示されることとなれば、相談・援助内容の決定に利害関係者等の介入を招くこと、相談者が閲覧することを意識し、職員が率直な記録を躊躇すること、相談者本人の

評価や援助方針が開示されることで職員との信頼関係が損なわれるおそれがあることなど、相談・援助業務に実質的な支障を及ぼし、結果として児童や保護者等に不利益を生じさせるおそれがあるとの実施機関の主張は是認できる。

ウ 対象公文書のうち、「電話記録相談票」の記載内容については、すべて開示することが妥当である。このうち、助言の部分については、開示することにより、今後、開示することを前提に評価等が行われ、担当者が課題の本質につながる情報の記載を躊躇する可能性が否定できないなど、事務の本来の目的が損なわれるおそれがあると認められる場合は非開示となり得る。

これを当該案件についてみると、「電話記録相談票」に記載された助言は、審査請求人本人にとって既知情報であり、また、その内容は適切なものと認められ、開示することにより、審査請求人本人や関係者に何ら影響を及ぼすものではないと考えられる。

4 結論

以上の理由から、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議会の開催経過

審議会の開催経過の概要は、別記3のとおりである。

別記 1

対象 文書	該当部分		審議会 の判断	審議会の判断 (開示すべき部分)		審議会の判断 (判断の根拠)
	年月日/ 時間対応 者欄	調査・相談内容欄		年月日/ 時間対応 者欄	調査・相談内容欄	
経過記 録表	1 頁 1 段目	1 行目	開示		1 行目	既知情報に該当
		3 行目～4 行目	開示		3 行目～4 行目	既知情報に該当
	1 頁 2 段目	7 行目	開示		7 行目	15条第 3 号ウに該当
		8 行目～10行目	開示		8 行目～10行目	既知情報に該当
		12行目～13行目	開示		12行目～13行目	既知情報に該当
	1 頁 3 段目	11行目	開示		11行目	15条第 3 号ウに該当
		19行目～20行目	開示		19行目～20行目	既知情報に該当
		22行目～23行目	開示		22行目～23行目	既知情報に該当
		26行目～27行目	開示		26行目～27行目	既知情報に該当
		29行目～31行目	開示		29行目～31行目	既知情報に該当
		32行目～33行目	開示		32行目～33行目	既知情報に該当
		36行目～37行目	開示		36行目～37行目	既知情報に該当
		40行目～41行目	非開示			15条第 7 号に該当
		42行目～43行目	非開示			15条第 7 号に該当
		44行目	非開示			15条第 7 号に該当
	1 頁 4 段目～ 5 段目	記載事項全て	非開示			開示請求内容の対象外
		2 頁	記載事項全て	非開示		開示請求内容の対象外
		3 頁	記載事項全て	非開示		開示請求内容の対象外

別記2

対象文書	該当部分	審議会の判断	審議会の判断 (開示すべき部分)	審議会の判断 (判断の根拠)	
電話相談記録表	1 頁	保護課長欄、相判課長欄、支援班長欄、合議欄、担当欄	開示	保護課長欄、相判課長欄、支援班長欄、合議欄、担当欄	15条第3号ウに該当
		住所の項中、1行目	開示	住所の項中、1行目	既知情報に該当
		相談内容の項中、3行目	開示	相談内容の項中、3行目	既知情報に該当
		助言の項中、1行目	開示	助言の項中、1行目	既知情報に該当
		2行目～3行目	開示	2行目～3行目	既知情報に該当
		4行目	開示	4行目	既知情報に該当
	2 頁	保護課長欄、相判課長欄、支援班長欄、合議欄、担当欄	開示	保護課長欄、相判課長欄、支援班長欄、合議欄、担当欄	15条第3号ウに該当
		住所の項中、1行目～2行目	開示	住所の項中、1行目～2行目	既知情報に該当
		助言の項中、1行目～2行目	開示	助言の項中、1行目～2行目	既知情報に該当
		3行目	開示	3行目	既知情報に該当
	3 頁	保護課長欄、相判課長欄、支援班長欄、合議欄、担当欄	開示	保護課長欄、相判課長欄、支援班長欄、合議欄、担当欄	15条第3号ウに該当
		住所の項中、1行目	開示	住所の項中、1行目	既知情報に該当
		助言の項中、1行目～8行目	開示	助言の項中、1行目～8行目	既知情報に該当
		9行目	開示	9行目	既知情報に該当
	4 頁	保護課長欄、相判課長欄、合議欄、担当欄	開示	保護課長欄、相判課長欄、合議欄、担当欄	15条第3号ウに該当
		相談内容の項中、1行目～3行目	開示	相談内容の項中、1行目～3行目	既知情報に該当
		助言の項中、1行目～3行目	開示	助言の項中、1行目～3行目	既知情報に該当

別記3 審議会の開催経過の概要

年 月 日	内 容
令和3年 2月18日	実施機関から諮問書を受理
令和3年 3月30日 (第76回審議会)	諮問事案の概要説明
令和3年 4月30日 (第77回審議会)	実施機関から意見を聴取 審議
令和3年 5月12日 (第78回審議会)	審査請求人から意見を聴取 審議
令和3年 6月15日 (第79回審議会)	審議
令和3年 7月13日 (第80回審議会)	審議 (答申 (案) について)

富山県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
大 石 貴 之	弁護士	会長職務代理
澤 田 稚佳子	元高岡市福祉保健部理事	
飛 田 久 子	富山県婦人会副会長	
西 岡 秀 次	富山県商工会議所連合会常任理事	
細 川 俊 彦	弁護士、元金沢大学法科大学院教授	会 長